

仕様書

1 業務名

人工知能を用いた特定健診の受診勧奨業務

2 目的

札幌市国民健康保険（以下「札幌市国保」という。）における特定健診（愛称：とくとく健診）受診率は20%程度と依然低迷しており、受診率の向上が喫緊の課題となっている。

札幌市国保では、年代別では若年層の受診率が低く、他政令市と比較すると高齢者及び医療機関に通院中の者の受診率が相対的に低い。また、毎年継続して受診する者も多くはない状況にある。

特定健診の受診率向上にあたっては、これらの層に対し、特定健診の重要性を認識してもらうとともに、健康の維持・増進に向けた意識を醸成していく必要がある。

本業務は、人工知能を用いて、過去5年間に受診歴がある者に対して住所、受診歴、健診データ等からセグメンテーションすると共に、過去5年間に受診歴のない者に対しても住所、年齢、札幌市国保の加入歴からセグメンテーションして、それぞれのセグメントに対し効果的な文書勧奨（DM送付）を行うものである。

3 業務内容

(1) 対象者

札幌市国保の特定健診対象者のうち、平成30年度に特定健診を受診していない次の者。なお、対象者データについては、下記5により委託者より提供する。

ア 過去5年間に受診歴がある50歳から74歳の者

イ 過去5年間に受診歴がない50歳から74歳の者

ウ 40歳から49歳の者

(2) 対象者数

ア セグメンテーションの対象者

3 (1)アは7万2千人程度

3 (1)イは16万2千人程度

3 (1)ウは4万人程度

イ 実際に受診勧奨する対象者

3 (1)ア及び3 (1)イあわせて12万人程度とする。

3 (1)ウは4万人程度の全員

ただし、3 (1)ア、3 (1)イ及び3 (1)ウあわせて16万人以上とする。

(3) 業務の内容

ア データ分析及びセグメンテーション

機械学習によって独自に開発した人工知能を用いてデータ分析のうえ、対象者ごとの特定健診受診の予測値（受診確率）を算出すると共に次のとおりセグメンテーションし、実際に受診勧奨する対象者を特定すること。

3(1)アは住所、受診歴、健診データ等から28種程度にセグメンテーションする。

3(1)イは住所、年齢、札幌市国保の加入歴から21種程度にセグメンテーションする。

3(1)ウは過去5年間に受診歴がある者は、住所、受診歴、健診データ等から28種程度にセグメンテーションし、過去5年間に受診歴がない者は住所、札幌市国保の加入歴から14種程度にセグメンテーションする。

イ 受診勧奨文書の制作

① 仕様

- ・ A 5 サイズ程度（5.4in×8in）
- ・ Z型 三つ折り（圧着タイプ）
- ・ マットコート（110kg程度）

② 作成枚数 3(2)イのとおり

③ デザインはソーシャルマーケティングの手法等を活用し、各セグメントの特性に合わせた個別具体的なものとし、コピー、情報提供の内容、イラスト、色、フォント等について工夫すること。ただし、3(1)ウは平成31年3月に予定しているキャンペーンの情報を記載すること。

④ 校正は3回行う。

ウ 受診勧奨対象者の印字

委託者より提供のあった対象者データの印字

エ 受診勧奨ハガキの抜き取り

対象外者（資格喪失者・受診済者等）の情報を本市から提供するので、納品前に該当者の勧奨ハガキを抜き取りすること。

オ 各対象者への発送

- ・ 3(1)アは平成31年1月中旬
- ・ 3(1)イは平成31年1月下旬
- ・ 3(1)ウは平成31年2月中旬

4 業務期間

契約締結の日から平成31年3月15日までとする。

5 提供データの概要及び授受方法

(1) 提供するデータCSVファイルにより対象者データを提供する。

(2) データの搬送方法

受託者にて誤送、毀損、紛失等が発生しないよう十分な対策を講じ、確実な搬送方法を確保すること。搬送に運送業者を利用する場合は事前に委託者の承諾を得てからとすること。

6 その他成果品

成果品の他、成果品のデジタルデータ（イラストレーター、PDFファイル）をCD-R等に格納し納品すること。

7 検査等

(1) 完了届

受託者は、役務が完了したときはその旨を完了届により委託者に通知する。

(2) 検査

委託者は、前項の規定による完了届を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務内容の検査を行い、その結果を受託者に通知する。

(3) 補正

受託者は前項の検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については前2項の規定を準用する。

8 データの保護

別紙「データ保護に関する細則」を順守すること。

9 その他

(1) ライラックマーク及びサッポロスマイルのロゴ等については落札後に指示する。

(2) 本委託業務により制作した成果物の著作権（複製権、公衆送信権含む）その他関係法上の一切の権利は委託者に帰属する。

(3) この仕様書に定めのない事項は、委託者及び受託者双方協議のうえ定めるものとする。

データ保護に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、本契約による業務を通じ知り得た秘密を第三者に漏えいすること及びデータの紛失、滅失、棄損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずることにより、本委託業務において取り扱うデータの保護及び適正な管理を行うことを目的とする。

(秘密の保持)

第2条 受託者及び受託者の作業に従事している者又は従事していた者は、本契約の履行期間及び履行後において、本契約に基づき委託者から委託を受けた業務に関し、知り得た次条に定める秘密を漏えいしてはならない。

(秘密の範囲)

第3条 本細則に定める秘密の範囲は、次のとおりとする。

- ① 委託業務遂行のため委託者から預託された、入出力帳票、電子ファイル、電磁的記録媒体等（以下「データ等」という。）の内容
- ② 委託者より預託されたデータ等をもとにして処理又は加工した結果、得られた内容
- ③ 委託者からの指示に基づき、特に秘密扱いをすべき旨取り決められた委託者の業務上及び技術上の秘密事項

(責任者等)

第4条 受託者は、データ保護責任者及びデータ保護補助者を指定して、文書により委託者に通知しなければならない。

- 2 受託者は、秘密保護の重要性にかんがみ、秘密保護に遺漏のないよう就業規則業務規程、その他の規定等を整備しなければならない。

(教育訓練)

第5条 受託者は、受託者の従業員に対し、委託者の秘密を保護することの職責の重要性を認識させ、故意又は過失による漏えい防止を徹底させるため、あらゆる機会を通じ、絶えず教育、訓練しなければならない。

(牽制組織)

第6条 受託者は、委託者の指示する業務の処理にあたっては、原則として複数の

者が行うものとし、秘密保護のため、受託者の従業員が相互に牽制し得る体制を組織しなければならない。

(授受)

第7条 受託者は、データ等の授受を行う者をあらかじめ文書により委託者に通知するものとし、指定された者は身分証明書を携帯のうえ、委託者の指定する場所で、送付書等に基づく数量、種類等の検査をしたうえで授受を行わなければならない。

(搬送)

第8条 受託者は、データ等の搬送にあたっては、破損、紛失等のないよう収納ケース等に確実に収め、事故がないように十分に配慮しなければならない。

(保管)

第9条 受託者は、データ等の保管にあたっては、火災、その他の災害及び盗難に備えて保管施設（耐火金庫等）を完備しなければならない。

(報告)

第10条 受託者は、委託者から提供を受けたデータ等に事故があったときは、ただちに委託者に報告し、委託者の指示を受けなければならない。

(指導)

第11条 委託者は、データ等の管理に関して調査、監督、指導を行い、必要と認められた場合は受託者に報告を求め適切な措置を講ずることができる。

(協議事項)

第12条 この細則によりがたい事項及び定めのない事項については、委託者受託者協議のうえ定めるものとする。